

平成 17 年 9 月 26 日

各 位

日本商品先物取引協会

偽通知文による振り込め詐欺等のご注意について

最近、別紙の「商品先物取引法改正による、場勘定手数料未払いに関する通知」なる偽通知文が委託者等に送付され、手数料等の支払いを督促されるという詐欺的な内容の相談が寄せられております。

不明の手数料の請求書や通知文等が送付された場合には、お取引のある各商品取引員管理部又は本会相談センター宛にご確認頂き、くれぐれもはやまって送金することのないよう、ご注意ください。

当該書面に記載されている「日本工業・穀物取引所」は存在しておらず、またお客様には商品先物取引を委託した商品取引員以外の機関から手数料等の支払いを請求されることはありません。

上 殿

通知番号 第00623号

「商品先物取引法改正による、場勘定手数料未払いに関する通知」

拝啓、時下益々ご健勝の事とお慶び申し上げます。

さて、平成17年7月1日より改正となり、「商品先物取引法」に関し、商品先物取引を主業とする各社においては、資本金の増資・自己資本比率の引き上げ等、財務内容の強化、開示および、取引の健全化が求められています。それに関連し、各商品先物取引会社の財務内容が、本年4月末までに集約されました。その勘定の諸経費の中に、「場勘定手数料」という項目があります。この「場勘定手数料」とは、取引所を通じ発注した売買に対して顧客が取引所に対して支払う手数料です。売買決済時に、商品先物取引会社に対して支払う「売買仲介手数料」とは全く別のもので、本来、売買注文を出した際に、商品先物会社を経由して売買注文を出した者(顧客)が支払うべきものと、「商品先物取引法第35条第2項」に決められております。

今回の、商品先物会社各社の財務内容の集計結果により、貴殿の取引に関し、取引所における、場勘定手数料が未払いであることが判明しました。つきましては、当取引所に対する未払手数料を本状到着より1週間以内に、下記の口座に全額お振込みください。

尚、お支払いしない場合には、上記内容に基づき、取引所を管轄する東京簡易裁判所にて貴殿に対し、支払命令の手続きを取りますので、ご了承ください。

速やかにお支払いいただきますよう、重ねて通知いたします。

未払い場勘定手数料・・・・・・・・・・ 254,628 円

(振込口座) 新生銀行 本店

(普) 1020719 長谷川 敏正

〒110 0016

東京都中央区日本橋小網町10 8

日本工業・穀物取引所 電算センター

室長 長谷川 敏正